

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 4月24日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 岩 崎 あ や

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 5月13日から 令和 7年 5月20日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年 5月23日 午前10時00分 函館地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年 6月12日 午前 9時20分 函館地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年 5月27日から 令和 7年 5月28日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 4月24日から当裁判所記録閲覧謄写室に備え置きます。		

物 件 目 録

1	所 在	北斗市本町三丁目	
	地 番	4 6 8 番 1 3	
	地 目	宅地	
	地 積	2 3 1 . 9 1 平方メートル	
2	所 在	北斗市本町三丁目 4 6 8 番地 1 3	
	家屋 番号	4 6 8 番 1 3	
	種 類	居宅	
	構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	
	床 面 積	1 階	6 7 . 0 7 平方メートル
		2 階	5 9 . 6 2 平方メートル

物 件 明 細 書

令和 7年 3月19日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 池 野 純

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 北斗市本町三丁目 |
| | 地 番 | 4 6 8 番 1 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 3 1 . 9 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 北斗市本町三丁目 4 6 8 番地 1 3 |
| | 家屋 番号 | 4 6 8 番 1 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 6 7 . 0 7 平方メートル
2階 5 9 . 6 2 平方メートル |

令和7年(ケ)第1号
令和7年2月 7日受理
令和7年3月14日提出

現況調査報告書

函館地方裁判所

執行官 鶴見 淳

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 北斗市本町三丁目 |
| | 地 番 | 4 6 8 番 1 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 3 1. 9 1平方メートル |
| 2 | 所 在 | 北斗市本町三丁目 4 6 8 番地 1 3 |
| | 家屋 番号 | 4 6 8 番 1 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 6 7. 0 7平方メートル
2階 5 9. 6 2平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	北斗市本町三丁目21番6号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 ☐ ある 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■土地について

- 1 本件土地は、積雪により詳細は不明であるが、接面道路及び各隣地と概ね等高に接した、ほぼ平坦地であると思われる。
- 2 土地所有者によると、本件土地の一部がアスファルト舗装されているとのことであるが、積雪により、その範囲は不明である。
- 3 本件土地の南側境界付近の一部に、木柵が設置されている。
- 4 本件土地の境界標は、1箇所を確認することができたが、積雪により、その他は確認することができなかった。本件土地の正確な位置及び形状等は、専門家による調査を要する。なお、本件土地には、庭木が植栽されており、その枝が隣地に越境している可能性がある。

■建物について

- 1 本件建物は、経年により損耗しており、外壁の一部に汚損が見られる。
- 2 本件建物内の窓枠サッシ周辺複数箇所に、結露による汚損が見られる。
- 3 ベランダ（床面積約4.14平方メートル）あり。
- 4 本件土地上に、建物所有者所有のスチール製仮設物置（床面積約3.08平方メートル）及び仮設自転車置場（現況物置：床面積約2.66平方メートル）が設置されている。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 2月13日 (木) 9:45-10:00	物件所在地	占有調査(土地建物所有者と面談)、外観写真撮影
7年 2月13日 (木) 10:20-10:25	北斗市中央	北斗市役所にて固定資産課税資料を調査
7年 2月27日 (木) 9:45-10:50	物件所在地	立入調査(土地建物所有者と面談)、評価人同行、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

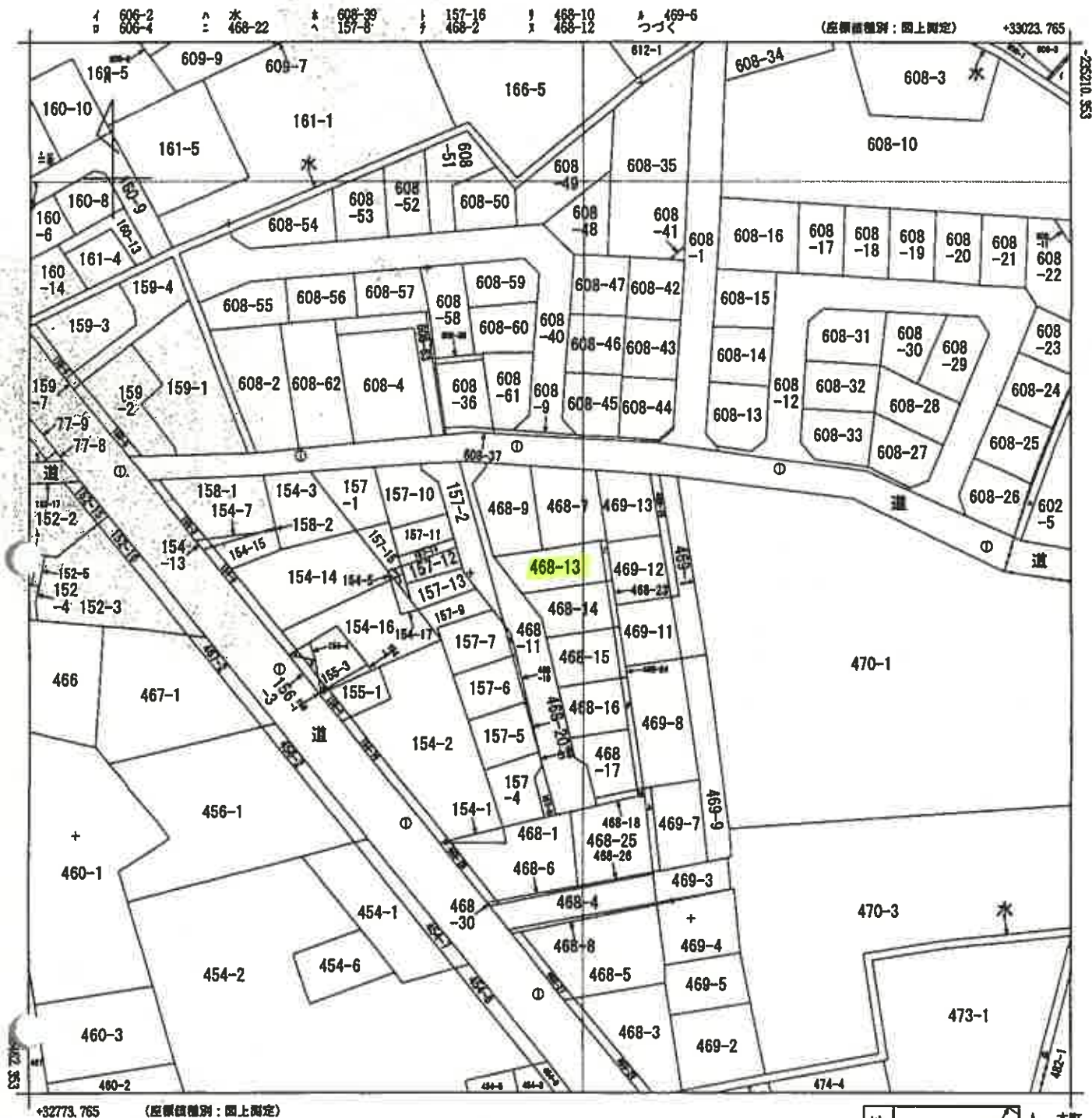
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



+32773.765

(座標値種別：図上測定)



請求部	所在	北斗市本町三丁目				地番	468番13			
出力縮尺	1/1000	精度区分		座標系又は記号	X I	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和32年2月				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年12月18日
函館地方法務局

地図整理番号：M16304

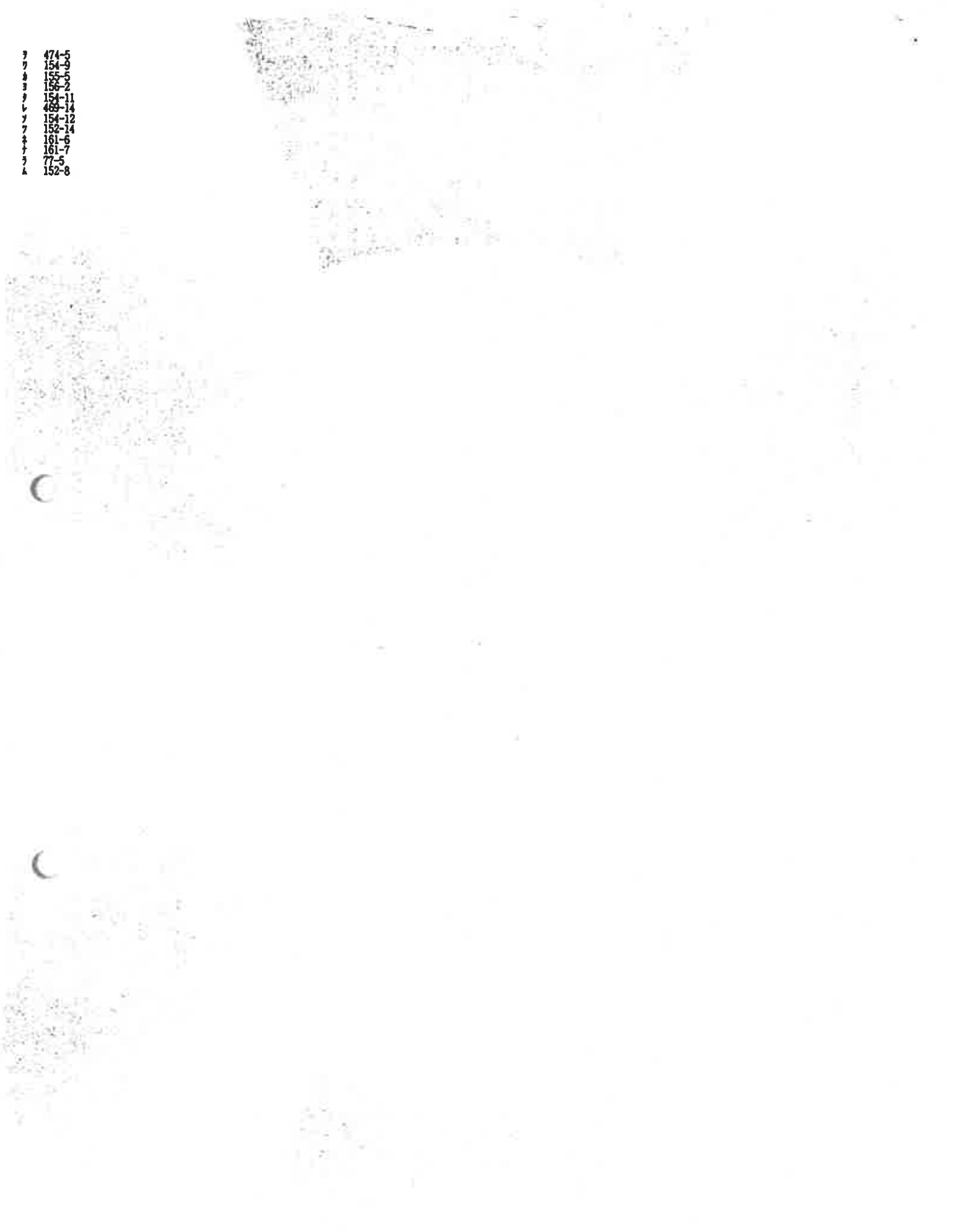
登記官

(1/2)

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

(5 枚目)

ヲ 474-5
ワ 154-9
ホ 155-5
コ 156-2
ケ 154-11
レ 469-14
ソ 154-12
フ 152-14
ヘ 161-6
テ 161-7
タ 77-5
ム 152-8



835739

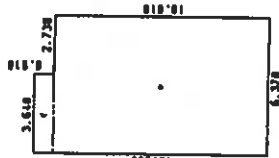
各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号
468-13

建物の所在
北見市 旭川町 本町 468番地 13

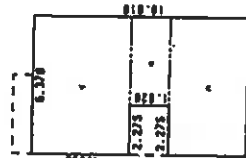
1階



求積表

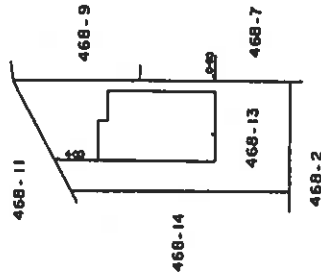
イ	3.648 X 8.918	=	3.312480
ロ	6.378 X 16.818	=	63.763708
合計			67.076188
床面積			67.07㎡

2階



求積表

イ	6.378 X 4.558	=	28.983580
ロ	4.895 X 1.828	=	7.452988
ハ	6.378 X 3.648	=	23.186888
合計			59.623456
床面積			59.62㎡



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(函館土地家屋調査士会)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和 6 年 12 月 18 日 函館地方建設局

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

登記官

(7 枚目)

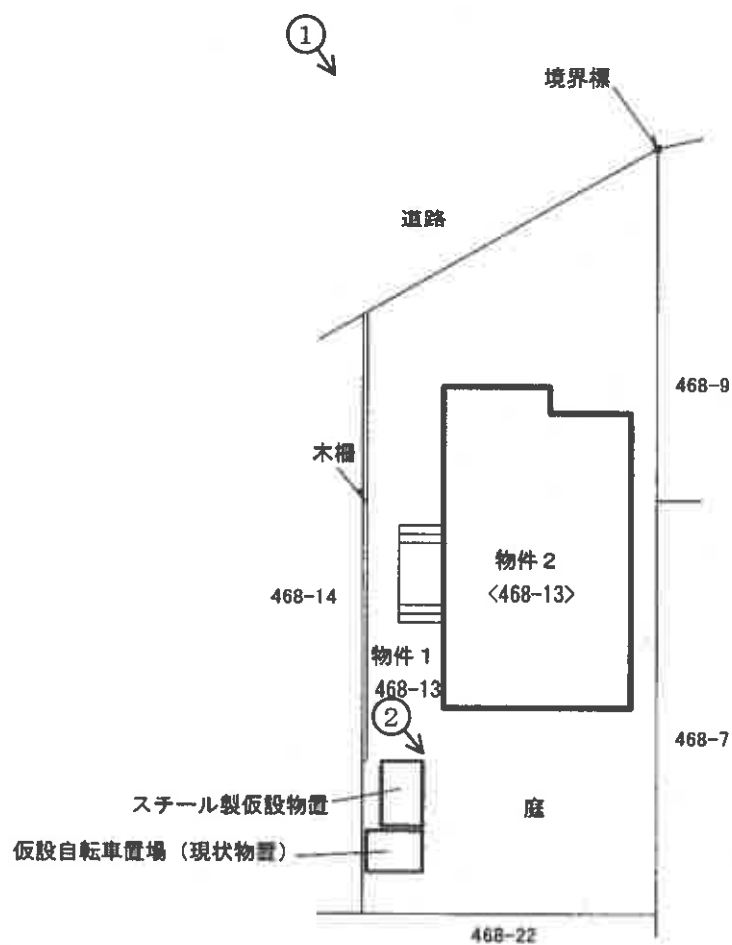
(1) 平成23年2月2日
この図面に記載されている建築物の金額又は一部に
ついてその所在又は座標番号が変更された。
上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日
付である。

本図面は、A3判をA4
判に縮小したものである。

（ 8 枚目）

土地建物位置関係図

物件 1、2



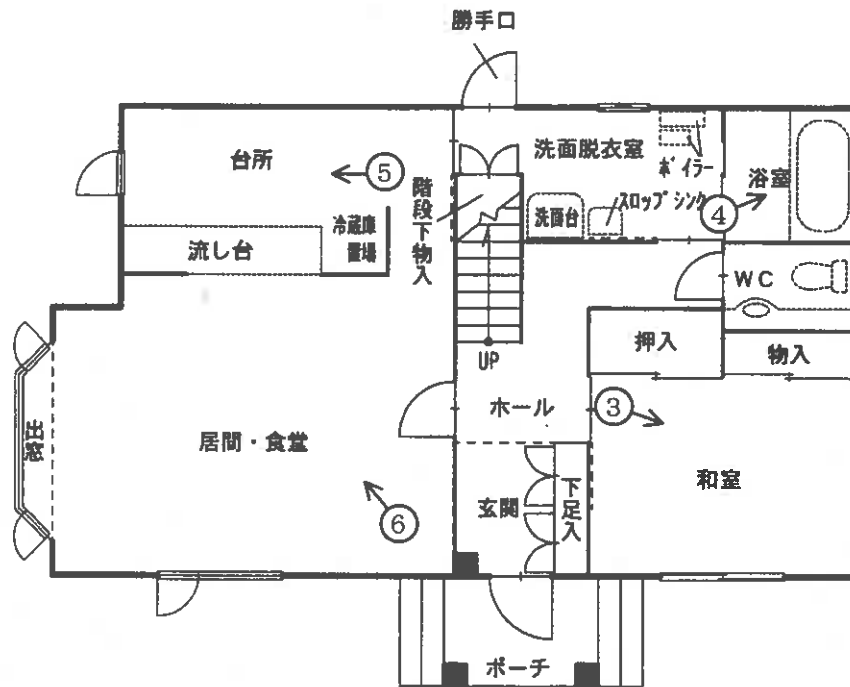
←○ 写真番号・撮影方向

(9 枚目)

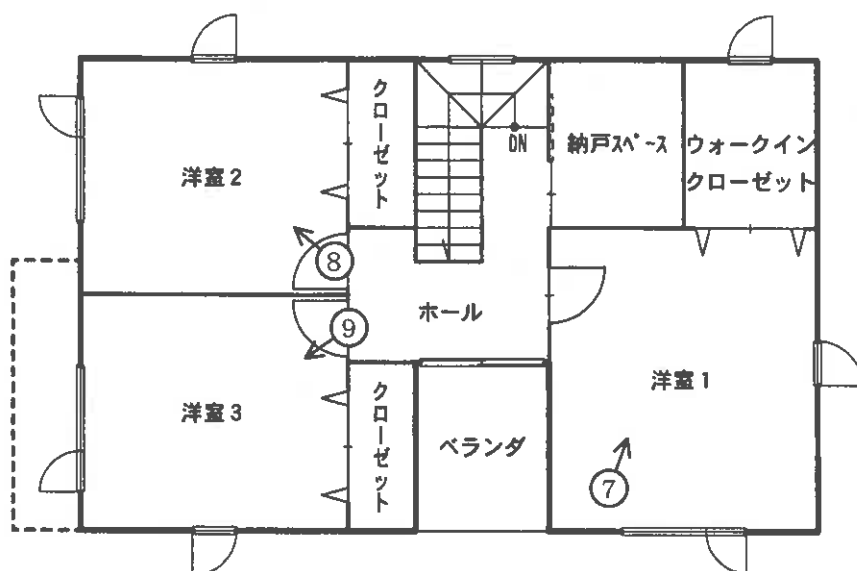
建物間取図 (間取略図)



1 階



2 階





写真①



写真②



写真③

写真④



写真⑤



写真⑥





写真⑦



写真⑧



写真⑨

令和 7 年（ケ）第 1 号
令和 7 年 2 月 27 日現地調査
令和 7 年 3 月 3 日評 価

函館地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
廣瀬 靖之

第1 評価額

一括 価 格	
金7,520,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金1,410,000円
物件2（建物）	金6,110,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	北斗市本町3丁目 468番13 宅地 231.91㎡	同 左 (但し、下記参照)
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	北斗市本町3丁目468番地13 468番13 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 67.07㎡ 2階 59.62㎡	同 左 (但し、下記参照)
番号	特 記 事 項		
1・2	・関係者聴取によると敷地内にアスファルト舗装部分あり（別添図参照）。 ・敷地内に木柵あり（別添図参照）。 ・敷地内にスチール製仮設物置あり（別添図参照）。 ・敷地内に仮設自転車置場（現況物置）あり（別添図参照）。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	・ JR函館本線「新函館北斗」駅の南方道路距離約3.3km付近及び函館バス「新道」停留所の北東方道路距離約200m付近に位置する（別添図参照）。
付近の状況	・ 付近は、戸建住宅等が多く見られる住宅地域。なお、地域に特段の影響を与えるような要因は見当たらないことから、当分の間は現状のまま推移するものと思料される。
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 市街化区域 用途地域 第1種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 防火規制 — その他の規制 ・ 景観計画区域
画地条件	・ 別添図の通り、間口約11m、奥行約20m～約26mの台形の中間画地である。
接面道路の状況	・ 南西側にて現況幅員約8mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号）に接面。
土地の利用状況等	・ 本件建物（物件2）等の敷地となっているほか、敷地内に庭木等が植栽されている。 ・ 積雪下ではあるが、上記接面道路及び隣接地とは概ね等高に接面しており、宅盤も概ね平坦と把握された。
供給処理施設	上水道：有 ガス配管：無 下水：有
特記事項	・ 北海道公表資料等によると、本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。 ・ 本件土地については、水質汚濁防止法、下水道法の有害物質使用特定施設に該当する事業所等は立地しておらず、土壤汚染対策法の区域指定もなされていない。また、現地調査及び過去の閉鎖登記簿等による履歴調査等に際しても、土壤汚染の可能性は確認できなかった。但し、評価人としての調査には限界があること等から、詳細については別途専門機関による調査を要する。 ・ 前記記載の通り、関係者聴取によると敷地内にアスファルト舗装部分あり（別添図参照）。 ・ 前記記載の通り、敷地内に木柵あり（別添図参照）。 ・ 現地調査等に際して、本件建物（物件2）関係（建物基礎、上下水道引込管等）以外の地下埋設物の存在可能性は特段把握されなかった。但し、積雪下で地下埋設物の把握が困難な状況にあること等から、詳細については別途調査を要する。

特 記 事 項	・公図、地積測量図等に基づき本件土地の位置、形状等を確認したが、積雪下で境界標を一か所しか確認できなかったことや、隣接地との境界付近に木柵及び庭木等が存しており、枝等が隣接地へ越境している可能性も把握されたこと等から、本件土地の正確な地積、範囲等の詳細については専門家による測量を要する。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載）	平成14年5月22日 新築
	経過年数	約 23 年
	経済的残存耐用年数	約 12 年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	亜鉛メッキ鋼板
	外 壁	サイディング等
	内 壁	ビニールクロス等
	天 井	ビニールクロス等
	床	フローリング、畳等
	設 備	電気設備、給排水設備、衛生設備等
	その他	・ベランダ（約4.14㎡）
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載の通り。	
現況用途等	階 層：2階建	
	現況用途：居宅	
	間取り：4LDK＋ウォークインクローゼット等 （詳細建物間取図[間取略図]のとおり）	
品 等	・総 合：概ね普通 ・使用資材：概ね普通 ・施 工：概ね普通	
保守管理の状態	・外壁等の一部汚損（緑色の変色等）及び室内の窓枠サッシ周辺等の汚損が認められたほかは、概ね経年相応の状態と把握され、保守管理の状態は概ね普通と把握された。 ・関係者聴取によると、過去（5年程前）にボイラー交換及びトイレ交換を実施しているとのことである。	
建物の利用状況	現況調査報告書参照	
特 記 事 項	・北斗市担当課照会によると、本件建物は新築時に建築確認申請及び工事完了検査済とのことである。 ・目視による調査の範囲においては、飛散性のある吹付けアスベストの使用の有無等については特に確認できなかった。但し、評価人としての調査には限界があること等から、詳細については別途専門機関による調査を要する。 ・前記記載の通り、敷地内にスチール製仮設物置（約3.08㎡）あり（別添図参照）。 ・前記記載の通り、敷地内に仮設自転車置場（現況物置・約2.66㎡）あり（別添図参照）。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	17,000	1.00	231.91	0.95	3,745,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地あるいは基準地等との規準あるいは比準価格[類似地域所在の取引事例価格]等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：対象不動産の個別的要因（概ね標準的。なお、前記記載の通り、敷地内にアスファルト舗装部分、木柵、庭木等が存するが、敷設後相当年数が経過している様子にあること及び保守管理の状態等から、特段の増分価値は無いものと判断）を総合的に勘案検討し、個別格差を上記の通り査定した。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：敷地と建物の適応状態等を考慮の上、▲5%と判定。

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	240,000	126.69	0.27	8,210,000

ウ 現価率

・耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し現価率を査定した。

$$\begin{array}{ccccc} \text{耐用年数に基づく} & & \text{観察減価法} & & \text{現価率} \\ \text{方法（定額法）} & & & & \\ (35-23) / 35 & \times & 0.80 & = & 0.27 \end{array}$$

2 評価額の判定

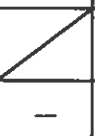
前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	3,745,000	0.40	法定地上権	1,498,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ (千円以下切り捨て)
1	3,745,000	－ 1,498,000		0.90	0.70	－	1,410,000
2	8,210,000	＋ 1,498,000	－	0.90	0.70	－	6,110,000
一 括 価 格 (合 計)							7,520,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：近時の周辺地域の不動産需給動向及び前記記載の本物件の個別的事情（建物の保守管理状態等）等を考慮の上、市場性修正率として0.90を乗じた。

オ 競売市場修正：第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮の上、競売市場修正率として0.70を乗じた。

カ その他の控除減価（敷金等）：－

第6 参考価格資料

1 地価調査基準地価格[北斗-2]

所 在 : 北斗市本町5丁目133番48「本通5-25-23」
価 格 : 18,500円/㎡
位 置 : JR函館本線「新函館北斗」駅の南方道路距離にて4km
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 221㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 東側8m市道
用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域(建蔽率50%、容積率80%)
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額(令和6年度)

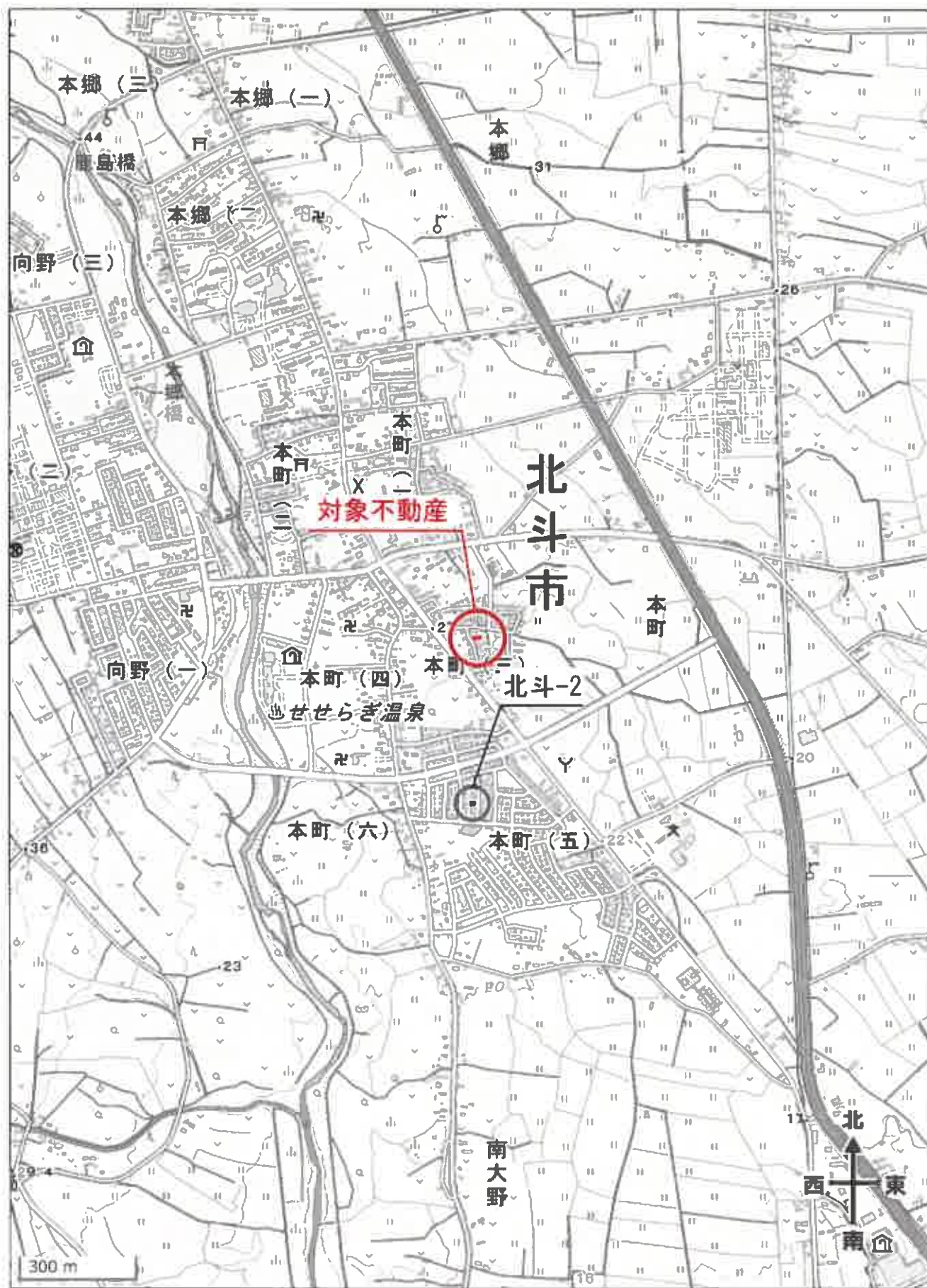
物件1 2,582,317 円
物件2 2,390,075 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 地図(法第14条第1項)写し
- 3 土地所在図・地積測量図写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図(間取略図)

以 上



地図写



(座標値種別：図上測定)

$$S = \frac{1}{1000}$$

地番区域見出

本町 3

※ 本図面は、地図の一部を複写したものである。—

登記年月日：平成8年10月9日

次頁に図面に關する変更内容を示す。

670426

地図番号	境界線の種類及び境界線の記号又は点名		
R*13.R*14	種類	土地家屋調査士専用紙	コンクリート盛
	成設		K7.K8-1,K15,K19-1
	新設		500mm
与点の種類	① 公共基準点	② 図 根 点	③ 登記基準点
与点の成果			④ 測量結果

T-1 X=-235565.277 Y=33133.261
T-2 X=-235563.742 Y=33195.498



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年12月18日 図鑑地方建設局 登記官

登記官

土地の所在	468-11, 468-13, 468-14, 468-21
地 番	北 斗 市
土地の所在	北 斗 市 西 区 西 町 本 町

N

官公署証明番号	平成 年 月 日
作 製 者	（中略）
申請人	（中略）
縮尺	1/250,000

(函館土地家屋調査士会用紙)

№01052

地図整理番号：M16305

(1/6)

※ 原図を70%縮小

A

670427

地図番号	境界線の種類及び境界線の記号又は点名			
	種類	土地家屋調査士専用線	コンクリート線	
R*13, R*14	既設			
	新設			
与点の種類	イ. 公共基準点			
	点	ロ. 図根点	ハ. 登記基準点	ニ.
与点の成果				

与点の成果

④ 468-17

点名	X	Y	ΔX×Y	ΔX
K21	-235631.488	33210.810	414039.168270	12.467
K20	-235633.569	33196.837	-223514.303521	-6.733
S023	-235638.221	33197.935	-216417.338265	-6.519
S052	-235640.068	33200.944	-336956.386556	-10.149
K18	-235648.370	33202.899	-197490.843252	-5.948
K19	-235646.036	33212.967	560701.308894	16.882
			361.611470	1/2
			180.6057350	地積
			180	

⑦ 468-18

点名	X	Y	ΔX×Y	ΔX
K18	-235648.370	33202.899	-142141.610519	-4.281
S028	-235650.317	33203.399	11554.769832	0.348
K9-1	-235648.022	33213.261	142185.970341	4.281
K19	-235646.036	33212.967	-11558.112516	-0.348
			41.016138	地積
			20.5080690	1/2
			20	地積

④ 468-19

点名	X	Y	ΔX×Y	ΔX
K17	-235613.854	33183.025	-379049.694575	-11.423
K22	-235624.992	33186.090	-364549.198650	-10.985
S056	-235624.899	33186.557	379090.040611	11.423
S058	-235613.569	33183.896	364525.097560	10.985
			16.244946	地積
			8.1224730	1/2
			8.12	地積

④ 468-20

点名	X	Y	ΔX×Y	ΔX
S056	-235624.899	33186.557	394820.468629	11.897
K22	-235624.992	33186.090	-400257.431490	-12.061
K23	-235636.900	33185.367	-394853.899199	-11.897
S054	-235636.889	33189.401	400297.365481	12.061
			6.503401	地積
			3.2517005	1/2
			3.25	地積

官公署証明番号	平成	年	月	日
作製者	[Redacted]			
申請人	[Redacted]			
縮尺	1/			

平成8年10月1日(作製)

(函館土地家屋調査士会印)

※ 原図を70%縮小

地番	土地の所在
468-11, 468-13 ないし 468-21	北斗市 -田母沢大野田-本町

土地積測量所
468-11, 468-13 ないし 468-21
北斗市
-田母沢大野田-本町

求積表

④ 468-13

点名	X	Y	ΔX×Y	ΔX
S034	-235596.125	33205.567	426052.984197	12.891
K8-1	-235586.233	33204.101	201183.647959	6.059
K7	-235590.066	33178.361	-427702.251651	-12.891
S035	-235599.124	33185.431	-201070.526429	-6.059
			463.834076	地積
			231.9170380	1/2
			231	地積

④ 468-14

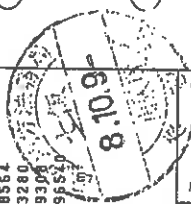
点名	X	Y	ΔX×Y	ΔX
S047	-235609.566	33191.170	-67709.986800	-2.040
S046	-235607.178	33207.206	446338.055846	13.441
S034	-235596.125	33205.567	267437.636618	8.054
S035	-235599.124	33185.431	-299100.289603	-9.013
S011	-235605.138	33190.125	-346571.285250	-10.442
			394.130811	地積
			197.0654055	1/2
			197	地積

④ 468-15

点名	X	Y	ΔX×Y	ΔX
S044	-235619.281	33209.000	476160.842000	14.338
S046	-235607.178	33207.206	322608.006290	9.715
S047	-235609.566	33191.170	-475894.995460	-14.338
S045	-235621.516	33193.991	-322479.622565	-9.715
			384.030265	地積
			192.0151325	1/2
			192	地積

④ 468-16

点名	X	Y	ΔX×Y	ΔX
S044	-235619.281	33209.000	331160.148000	9.972
S045	-235621.516	33193.991	-474275.743408	-14.288
K20	-235633.569	33196.837	-331038.858564	-9.572
K21	-235631.488	33210.810	474516.053280	14.288
			361.599306	地積
			180.7995530	1/2
			180	地積



46 01052 0

835739

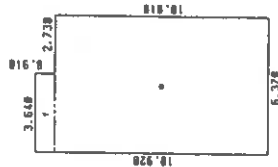
各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号 468-13

建物の所在 島田郡大井町本町468番地13

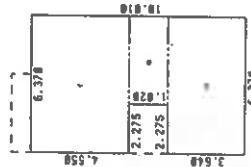
1階



求積表

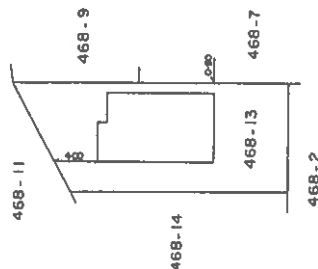
イ	3.640 X 0.918	=	3.312400
ロ	6.378 X 10.010	=	63.763700
合計			67.076100
床面積			67.07㎡

2階



求積表

イ	6.378 X 4.550	=	28.983500
ロ	4.095 X 1.820	=	7.452900
ハ	6.378 X 3.640	=	23.186800
合計			59.623200
床面積			59.62㎡



作製者

14年5月22日(作製)

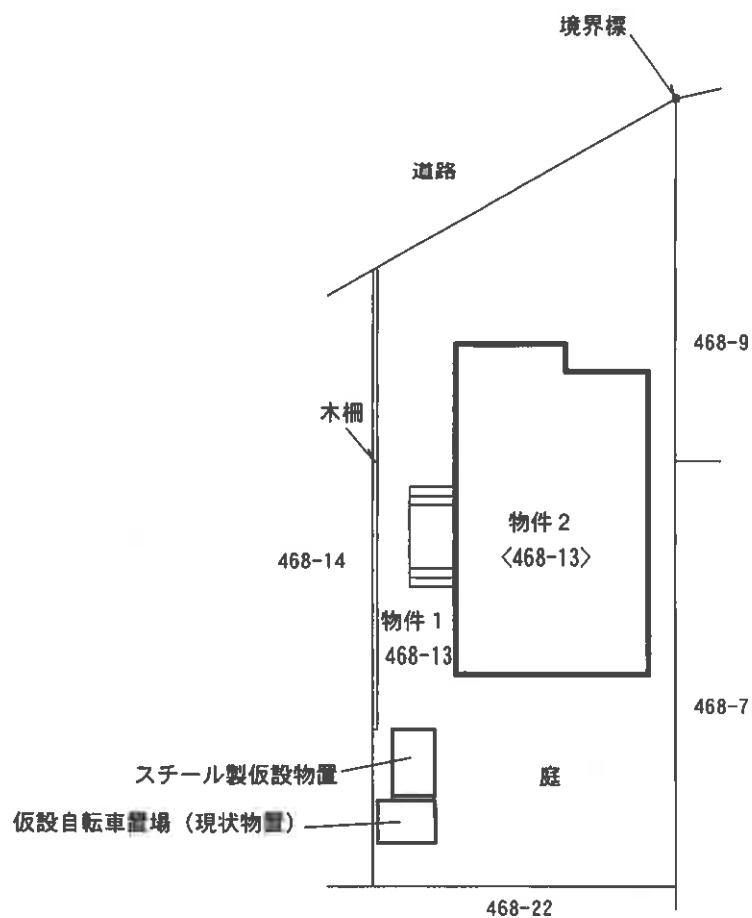
縮尺 1/250

申請人

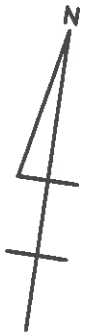
縮尺 1/500

(函館土地家屋調査士会)

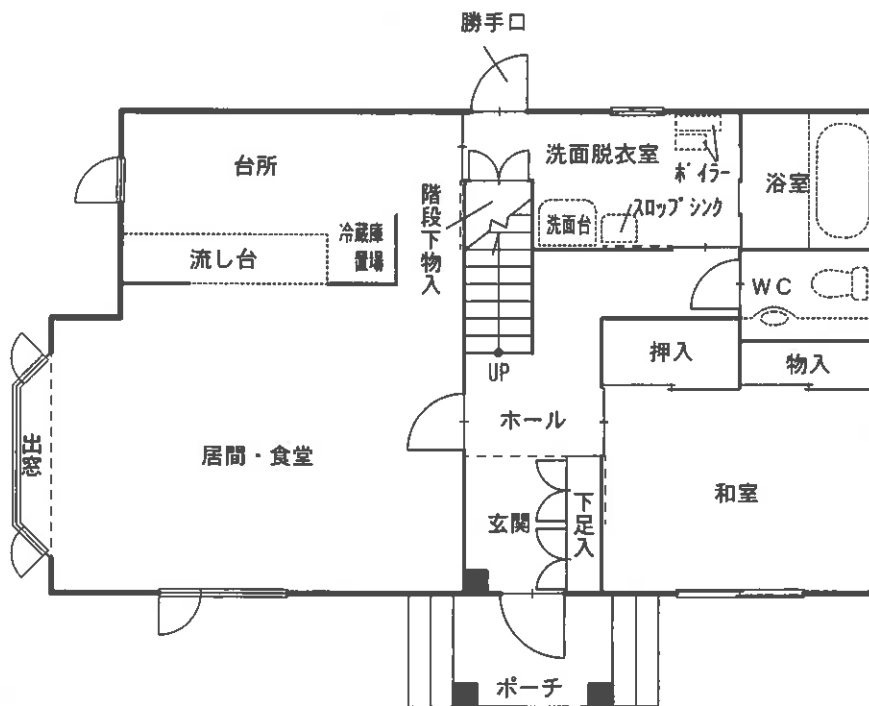
土地建物位置関係図



建物間取図 (間取略図)



1 階



2 階

